

# 中小法人税制と減資

---

布袋正樹(大東文化大学)

2022年10月7日 地方法人課税に関する検討会  
報告資料

# 中小法人税制の目的

- 多くの先進国では、**中小法人税制(中小法人向け優遇税制)**が提供されている。
  - 中小法人の定義：売上高、従業員数、総資産が一定規模以下の企業
  - 主な優遇税制：軽減税率、特別な費用控除、特別な税額控除、納税義務の免除
- 中小法人税制の根拠
  - ◆**市場の失敗**：外部経済→過小な研究開発、情報の非対称性→資金制約
  - ◆**税制に起因する構造的な不利益**：企業の欠損に対する補助金なし→リスクテイクの誘因低下
  - 特に、中小法人においてこれらの影響が大きい
  - ◆**中小法人税制の目的(経済学的解釈)**：市場の失敗や構造的な不利益による問題を改善し、中小企業の生産性を向上させて、経済全体の生産性を向上させること。

- 日本の中小法人の定義
  - ◆資本金1億円以下を中小法人、資本金1億円超を大法人とする。
  - 資本金は規模の尺度として適切か？

# 中小法人税制と減資誘因

		大法人 (資本金1億円超)	中小法人 (資本金1億円以下)
法人税	税率	23.2%(全所得)	23.2%(800万円超の所得) 軽減税率15%*1(800万円以下)
住民税法人税割*2 (法人税率×0.173)	税率	4.01%	4.01%(800万超の所得) 軽減税率2.6%*1(800万円以下)
法人事業税 所得割*3 付加価値割 資本割	税率	3.6% 1.2% 0.5%	9.6% 外形標準課税の対象外 赤字もしくは低所得の場合に有利
欠損金の繰越控除	限度額	所得の50%	所得の100%*1 欠損金が多い場合に有利
その他			投資促進税制など

\*1 大法人(資本金5億円以上の法人)の100%子会社等には適用されない。

\*2 2014年10月から導入された地方法人税は住民税に含めて表示

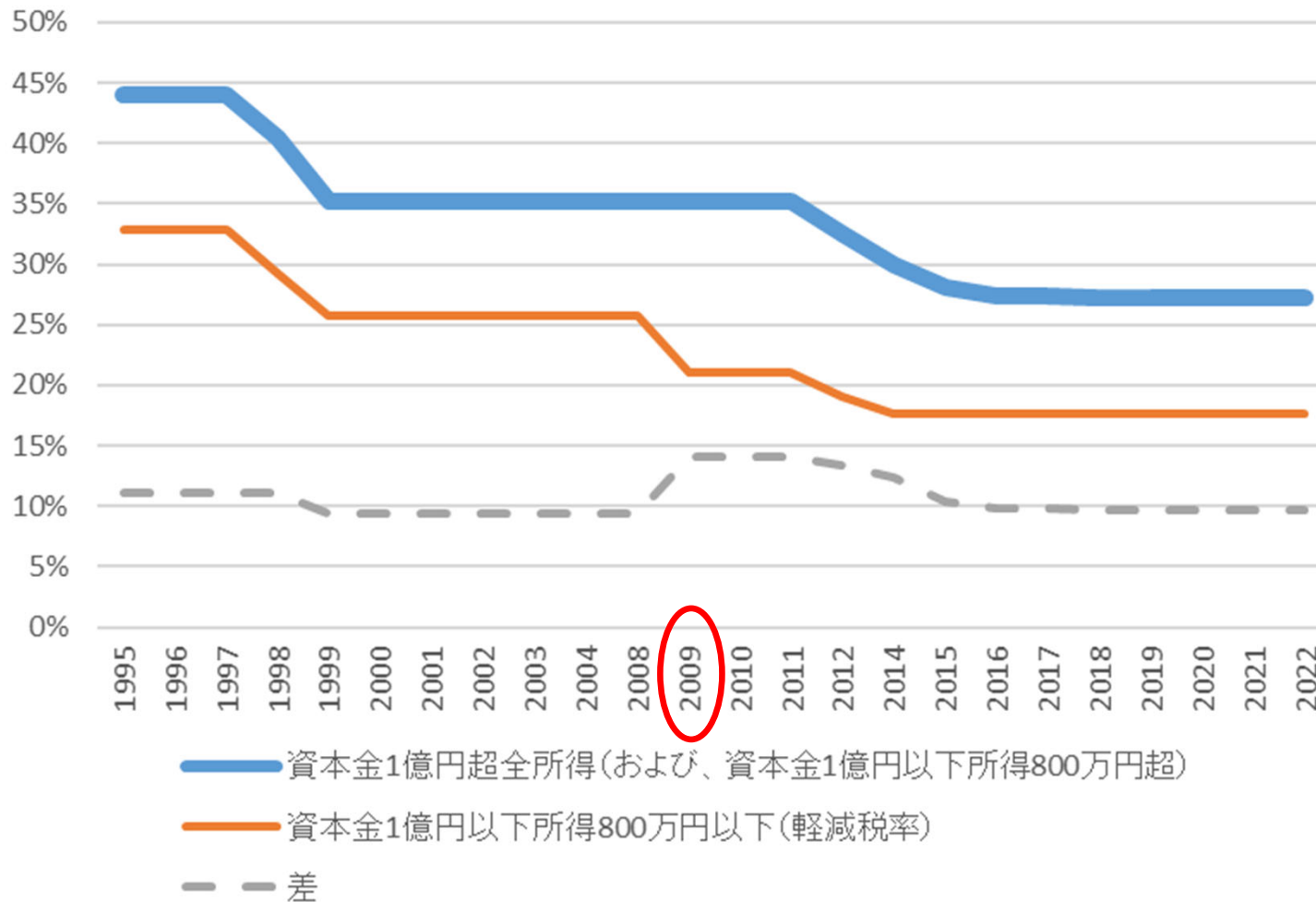
\*3 事業税所得割の軽減税率は示していない。また、2008年10月から導入された地方法人特別税は事業税所得割に含めて表示。

【出所】財務省『財政金融統計月報(租税特集)』などに基づき筆者作成。2022年9月現在。

# 税制改正と減資誘因の高まり

## ①大法人と中小法人の税率差拡大

法人税・住民税法人税割の税率



2009年度の軽減税率の引き下げ(22%→18%)により、大法人と中小法人の税率差が拡大  
↓  
減資誘因の高まり

# 税制改正と減資誘因の高まり

## ②欠損金の繰越控除限度額の特例

年度		大法人 (資本金1億円超)	中小法人 (資本金1億円以下)
2011年以前	限度額	所得の100%	所得の100%
2012年～2014年		所得の80%	
2015年		所得の65%	
2016年		所得の60%	
2017年		所得の55%	
2018年以降		所得の50%	

【出所】 財務省『財政金融統計月報(租税特集)』などに基づき筆者作成。2022年9月現在。

2012年度以降、大法人の控除限度額が徐々に制限される  
↓  
減資誘因の高まり

# 税制改正と減資誘因の高まり

## ③外形標準課税の対象外

年度	大法人 (資本金1億円超)			中小法人 (資本金1億円以下)	
2003年以前	所得割 9.6%			所得割 9.6%	
2004年～2014年	所得割 7.2%	付加価値割 0.48%	資本割 0.2%	↓	外形標準課税 対象外 ↓
2015年	6%	0.72%	0.3%		
2016年以降	3.6%	1.2%	0.5%		
【出所】 財務省『財政金融統計月報(租税特集)』などに基づき筆者作成。2022年9月現在。					

- 2004年度、外形標準課税の導入により、赤字法人もしくは所得が低い法人の減資誘因が高まる
- 2015年度以降、外形標準課税の強化により、減資誘因がさらに強まる

# 減資のタイプ

	有償減資*1	無償減資	
		欠損填補	項目振替
会計処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 減資金額を資本金から資本剰余金に振り替える。</li> <li>● 同時に、資本剰余金の一部を配当する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 減資金額を資本金から資本剰余金に振り替える。</li> <li>● 同時に、資本剰余金の一部を利益剰余金の欠損填補に充てる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 減資金額を資本金から資本剰余金に振り替える。</li> </ul>
株主資本	● 減少する	● 影響なし	● 影響なし

\*1 会社法では有償減資という呼び方はなく、「項目振替＋資本剰余金からの配当」と位置付けられている。

# 減資タイプの識別方法

	A. 利益剰余金(t-1)	B. 資本剰余金 <sup>*1</sup> の変化額(t)／減資額(t)	C. 利益剰余金 <sup>*2</sup> の変化額(t)－当期純利益(t)
有償減資	$A \geq 0$ $A < 0$	$B < 1$ $B < 1$	$C \leq 0$
無償減資 (欠損填補)	$A < 0$	$B < 1$	$C > 0$
無償減資 (項目振替)		$B = 1$	
識別不能		$B > 1^{*3}$	

\*1 資本剰余金＝資本準備金＋その他資本剰余金

\*2 利益剰余金＝利益準備金＋任意積立金＋繰越利益剰余金

\*3 自己株式処分差益により、減資額を上回る資本剰余金の増加が発生したと思われる。



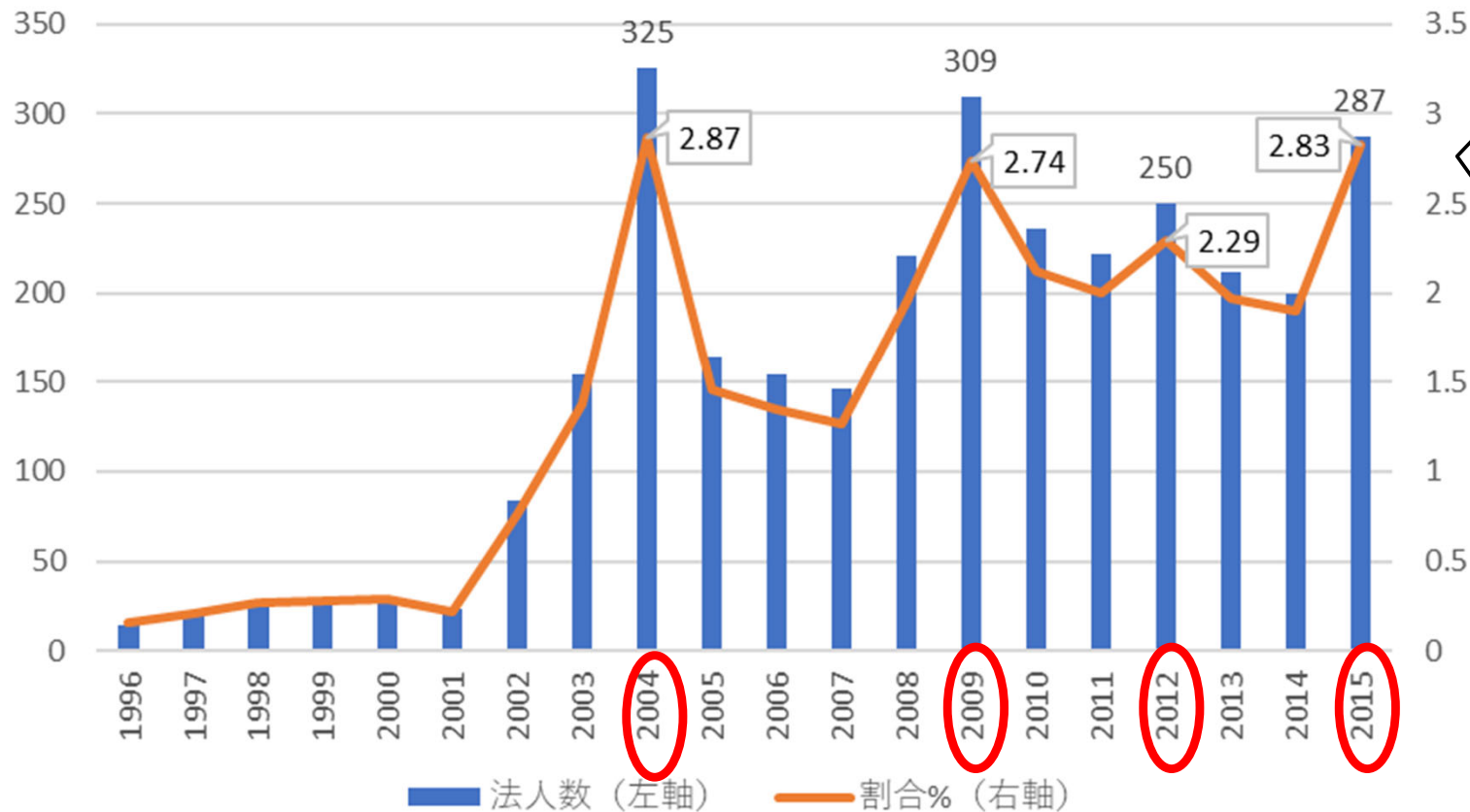
# データ

---

- 東京商工リサーチの「TSR 財務情報ファイル」
  - 規制産業や公益法人を含む産業(電気・ガス・熱供給・水道業、金融業、保険業、学術・開発研究機関、教育・学習支援業、医療・福祉など)を除外
  - 1996年度～2015年度
    - ◆ 例えば、1996年度のサンプルには、1996年4月1日から1997年3月31日までに事業年度を開始した企業が含まれる。
  - 2015年度は約27万社(多くの非上場企業を含む)
    - ◆ 主に、資本金1億円超の法人(約1万社)に着目
- 日経メディアマーケティング「NEEDS-Financial QUEST」
  - 一般事業会社
  - 2001年度～2020年年度
  - 2020年度は約4000社(直近で約90%が上場企業)
- 【参考】国税庁『統計年報(令和2年度)』
  - 申告法人数約280万社、うち資本金1億円超は約1.8万社

# 【TSR財務情報ファイル】 減資の実態

資本金1億円超から資本金1億円以下への減資

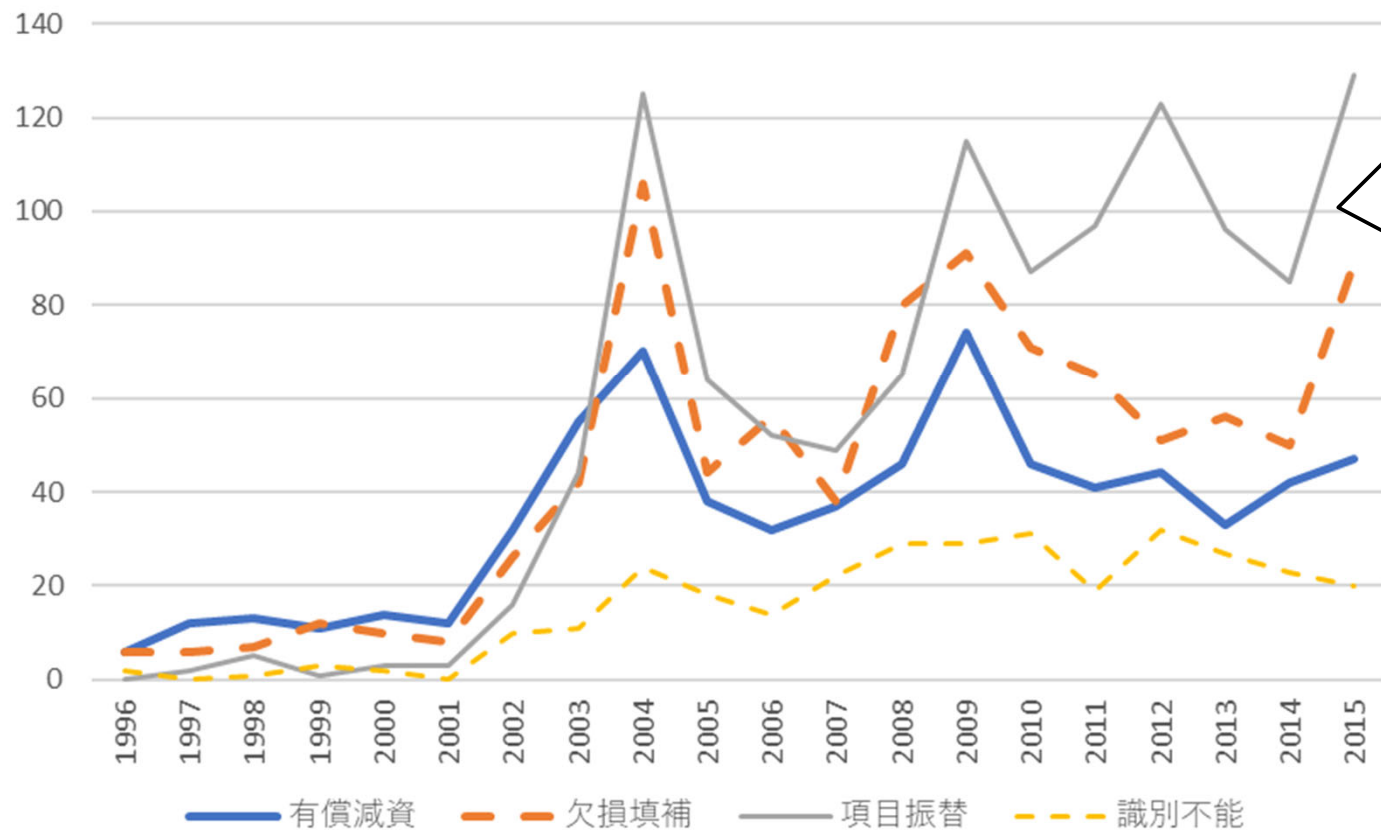


- 4つのスパイクの発生年度は、税制改正のタイミングと一致
- 減資前の資本金額の全期間中央値は約2億円

(注) サンプルは前期資本金1億円超の法人(各年度約1万社)。  
割合 = 100 × (減資法人数 / 前期資本金1億円超の法人数)  
【出所】東京商エリサーチ「TSR 財務情報ファイル」を用いて筆者作成

# タイプ別減資の実態

資本金1億円超から資本金1億円以下への減資（法人数）



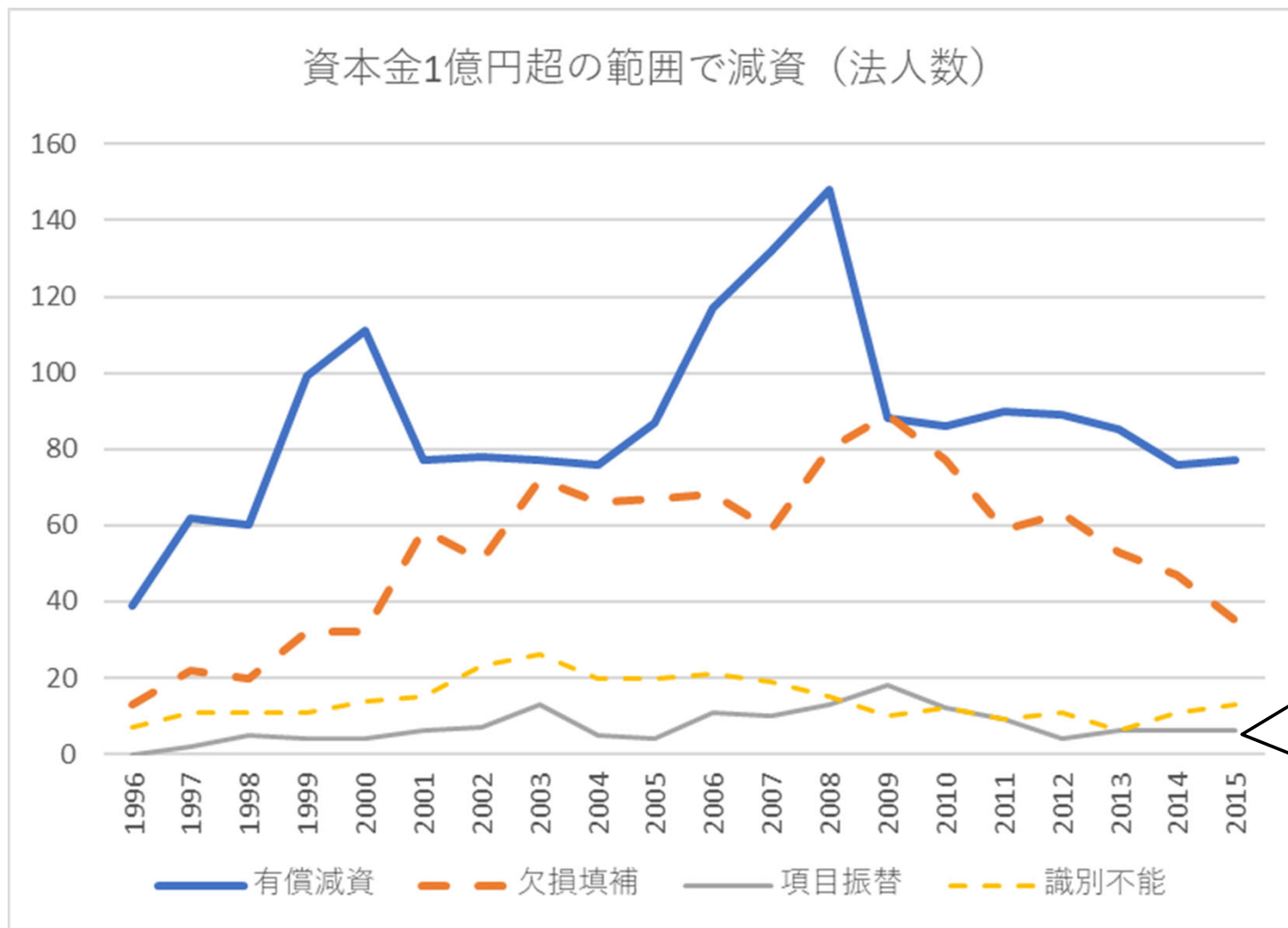
スパイクの発生年度

- 有償減資よりも無償減資の法人数が多い。
- 無償減資のうち、「項目振替」の法人数が多い。

➤ 節税目的の減資では、株主資本（企業実体）に影響を及ぼさない無償減資が好まれる。

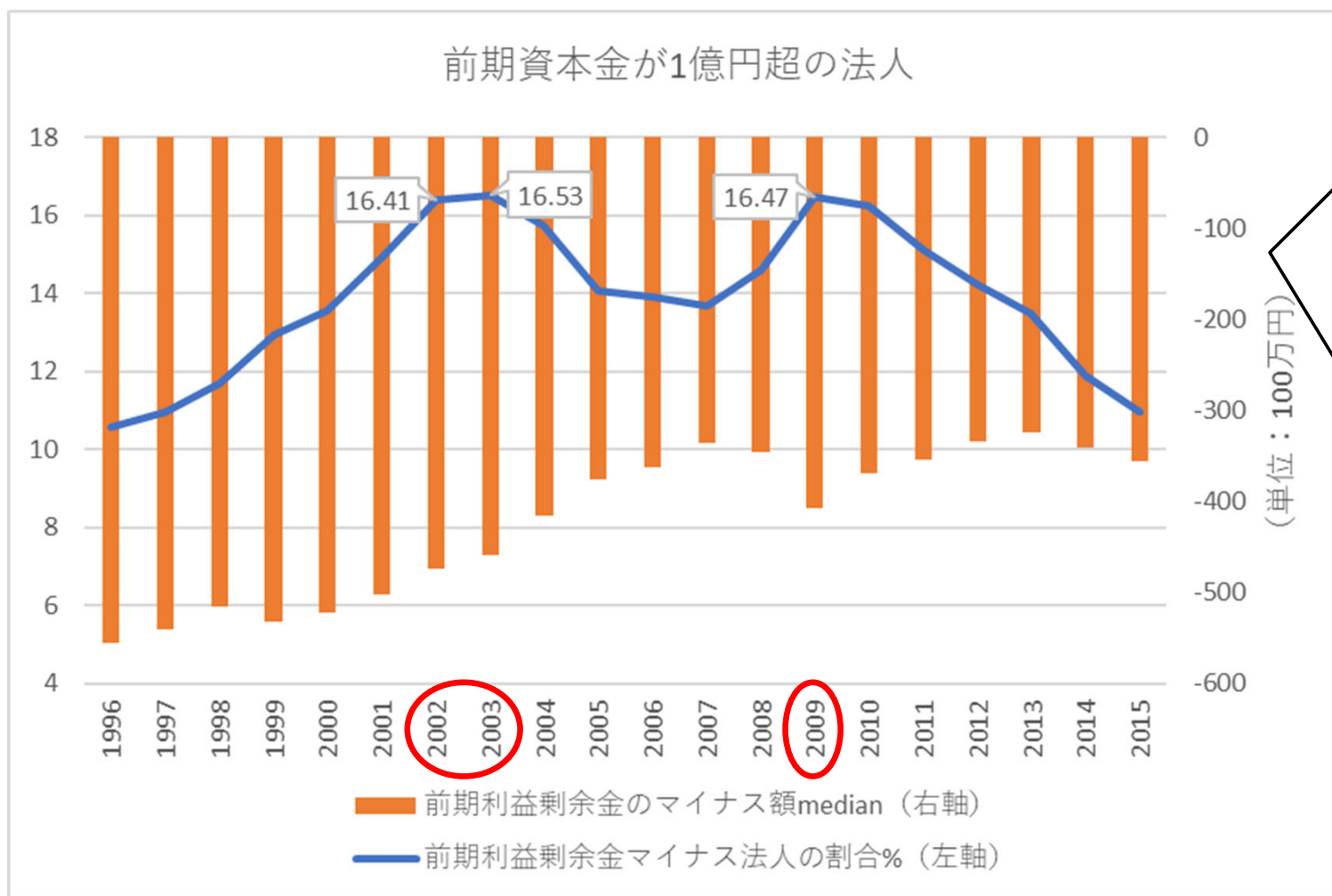
【出所】東京商エリサーチ「TSR 財務情報ファイル」を用いて筆者作成

# タイプ別減資の実態(参考)



➤ 節税目的以外の減資 (資本金1億円超の範囲での減資)では、「項目振替」はほとんど実施されない。

# 利益剰余金の状況



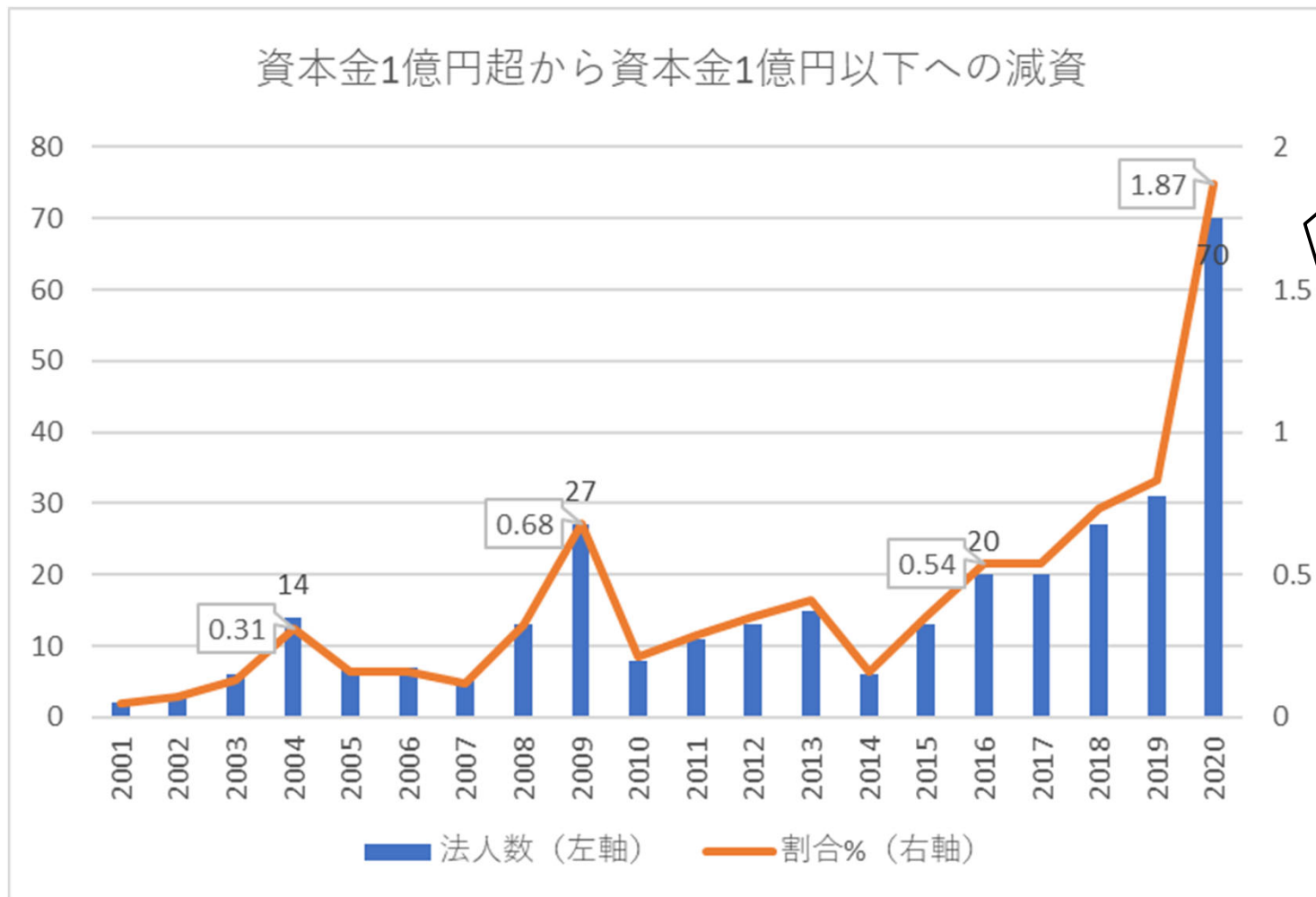
● 2002～2003年度は1990年代末の金融危機や2000年代初頭の不況の影響により、前期利益剰余金マイナス法人の割合と利益剰余金のマイナス額(median)が高水準だった。

● 2009年度は世界金融危機の影響により、前期利益剰余金マイナス法人の割合と利益剰余金のマイナス額(median)が高まった。



その後の「欠損填補」減資を誘発する要因になったと推測される。

# 【NEEDS Financial QUEST】 減資の実態



- 税制改正のタイミング(2004年度、2009年度、2015-2016年度)で減資法人(割合)が増加した。  
➤ 減資法人数はそれほど多くない
- 2018年度以降も減資法人(割合)の増加が続く。特に2020年度は急増した。
- 減資前の資本金額の全期間中央値は約11億円  
➤ 大規模法人の減資額はかなり大きい
- 2001～2015年度に減資した法人の約50%は、資本金1億円以下に5年以上留まっている。

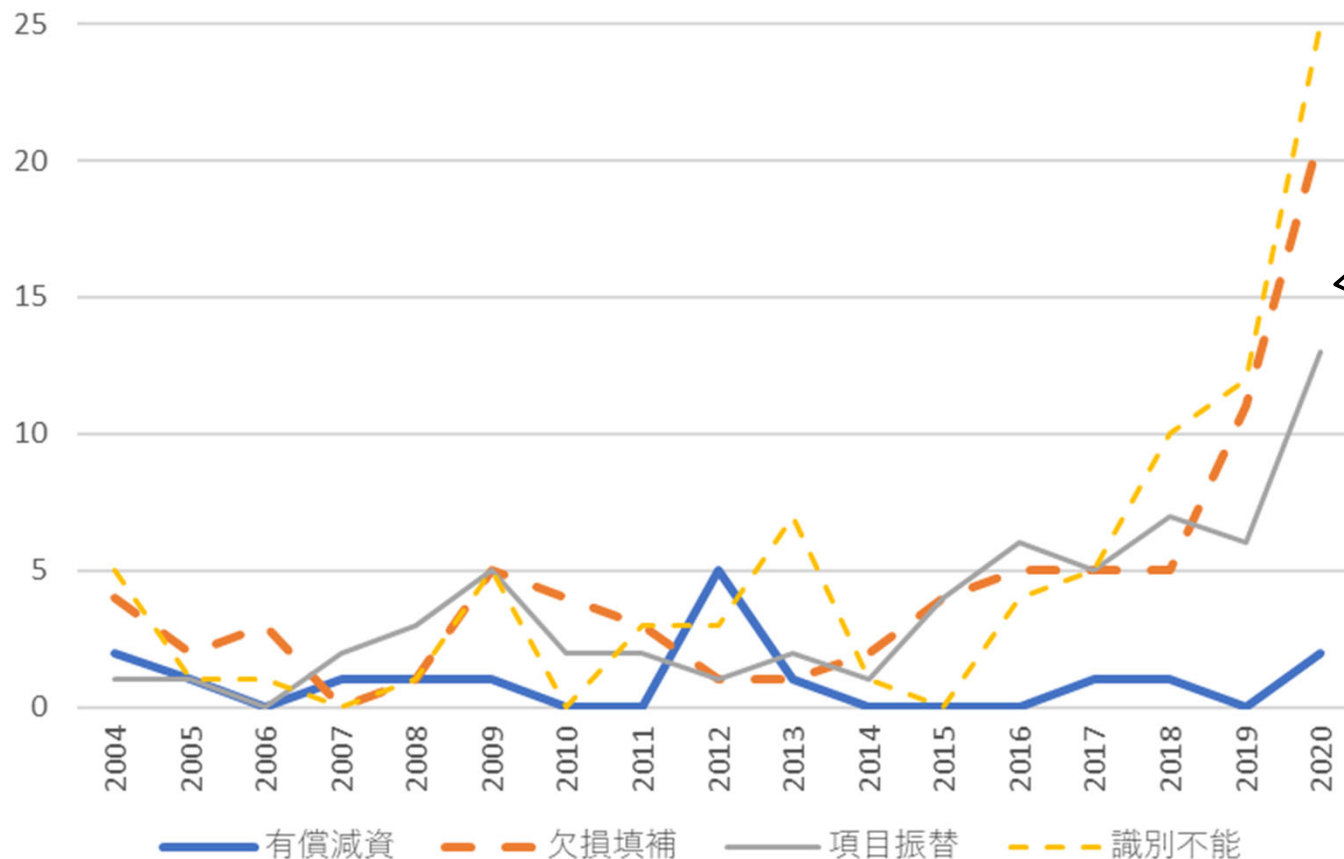
(注) サンプルは前期資本金1億円超の法人(各年度約4000社)。

割合 =  $100 \times (\text{減資法人数} / \text{前期資本金1億円超の法人数})$

【出所】日経メディアマーケティング「NEEDS Financial QUEST」を用いて筆者作成

# タイプ別減資の実態

資本金1億円超から資本金1億円以下への減資（法人数）

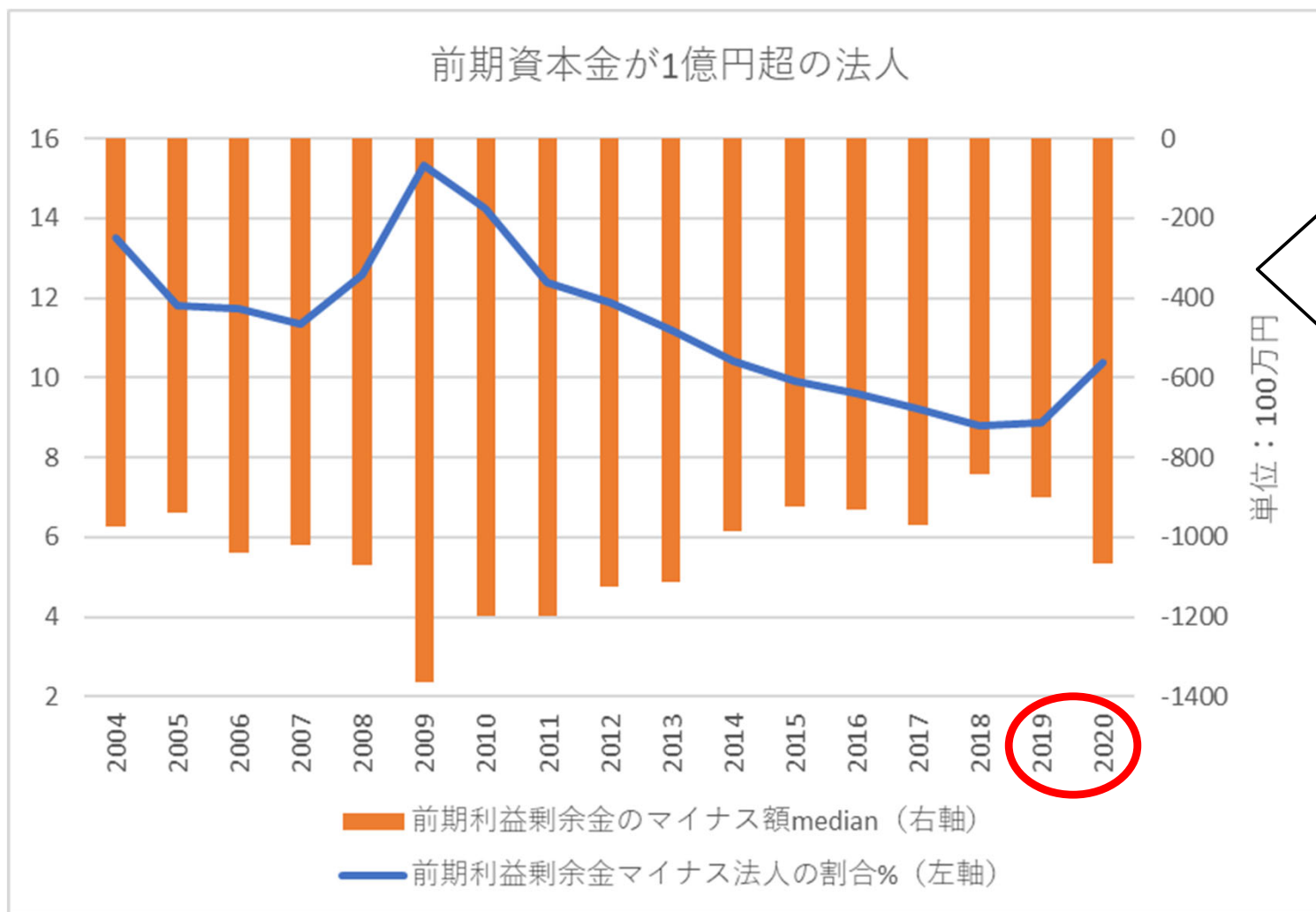


- 税制改正のタイミング（2009年度、2015-16年度）では、有償減資よりも無償減資の法人数が増加した。
- 2018年度以降も、無償減資がさらに増加した。

➤ 節税目的の減資では、株主資本（企業実体）に影響を及ぼさない無償減資が好まれる。

(注)タイプ識別に必要な情報が利用できる2004年度以降を表示  
 【出所】日経メディアマーケティング「NEEDS Financial QUEST」を用いて筆者作成

# 利益剰余金の状況



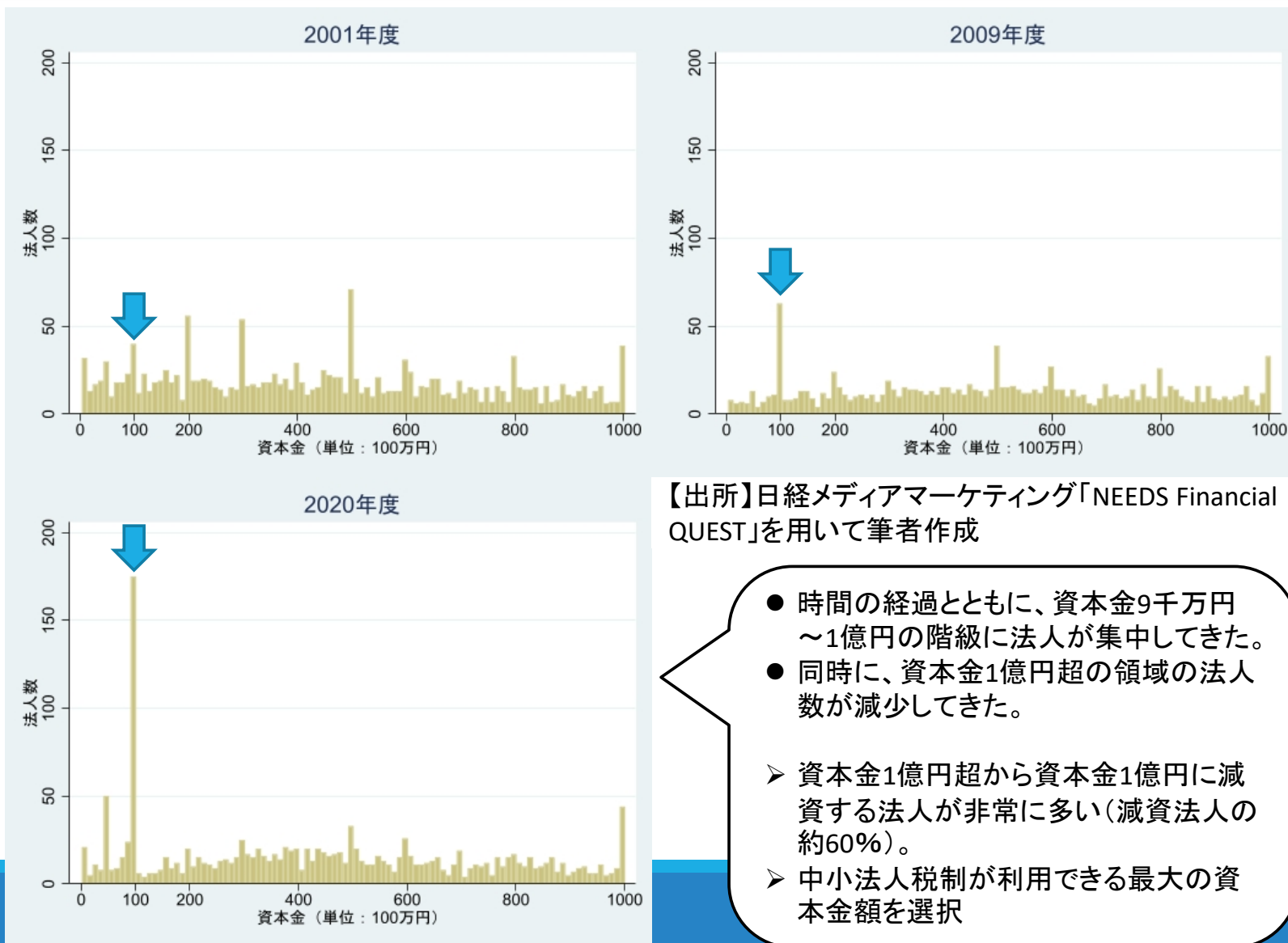
● 2019年度以降はコロナ不況の影響により、前期利益剰余金マイナス法人の割合と利益剰余金のマイナス額(median)が徐々に増加しつつある。



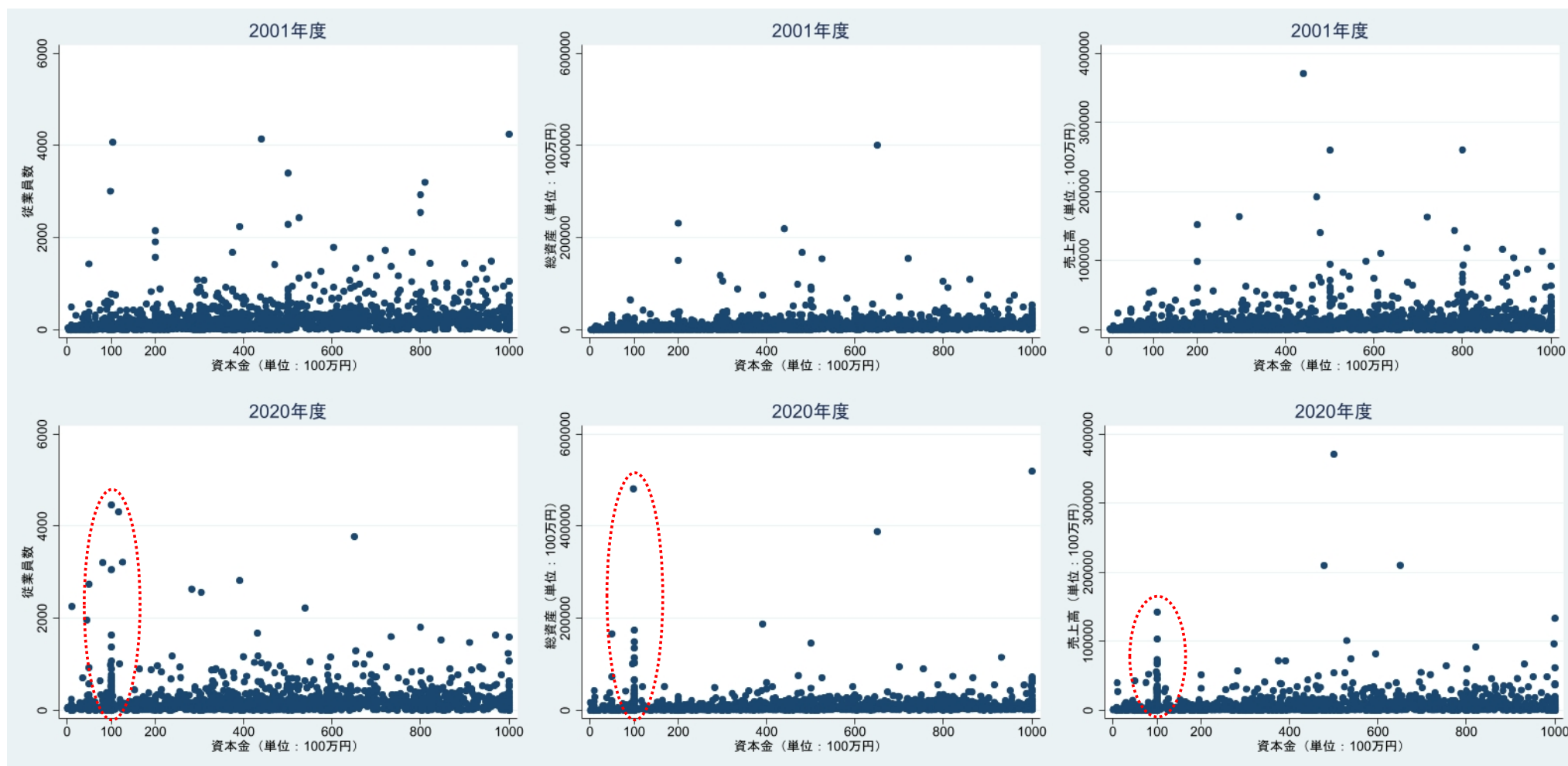
2019年度以降の「欠損填補」減資を誘発する要因になったと推測される。



# 資本金分布の変化



# 資本金と法人規模



(注)親会社が資本金5億円以上で100%出資する場合を含む。これらを除いても結果はほとんど変わらない  
【出所】日経メディアマーケティング「NEEDS Financial QUEST」を用いて筆者作成

- 2020年度は資本金1億円付近の法人の中に、2001年度よりも従業員数、総資産、売上高(規模)が大きな法人が多く含まれるようになった。
- 減資により、以前よりも規模が大きな法人が中小法人税制を利用していることを示唆

# まとめ

---

- 外形標準課税が導入された2004年度以降、資本金1億円超から資本金1億円以下への減資(節税目的の減資)が増えている。
- これらの減資は、株主資本(企業実体)に影響を及ぼさない無償減資の形で行われることが多い。
- 不況によって利益剰余金マイナス法人の割合や利益剰余金マイナス額が増加すると、「欠損填補」減資が誘発される傾向がある。
- 上場企業のような大法人は、コロナ不況の影響で利益剰余金のマイナス額が増加する中、「欠損填補」を中心に減資を急増させている。
- 資本金1億円超から資本金1億円以下への減資では、資本金をちょうど1億円にするケースが多い。
- 資本金1億の法人の中に、以前よりも法人規模(従業員数、総資産、売上高)が大きな法人が多く含まれるようになってきた。
  - 減資により、規模の大きな法人が中小法人税制を利用するようになったことを示唆している。